

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」
(平成 15 年医政指発第 1009001 号) 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」
(平成 19 年医政指発第 0330003 号) 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」
(平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、認定医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。